

狛江市議会委員会条例の一部を改正する条例

狛江市議会委員会条例（平成15年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「児童青少年部」を「子ども家庭部」に改める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

対照表

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>（常任委員の所属，常任委員会の名称，委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 常任委員会の名称，委員の定数及びその所管は，次のとおりとする。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 社会常任委員会 7人 市民生活部，福祉保健部，<u>子ども家庭部</u>及び農業委員会に関する事項</p> <p>（3） （略）</p> | <p>（常任委員の所属，常任委員会の名称，委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 常任委員会の名称，委員の定数及びその所管は，次のとおりとする。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 社会常任委員会 7人 市民生活部，福祉保健部，<u>児童青少年部</u>及び農業委員会に関する事項</p> <p>（3） （略）</p> |

令和元年12月23日 原案可決